

(10) 重文選林上所著詩成既洗裁文用平

10

卷之三

RB'-0337

0345

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

日本公文書館アーカイブ歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

原水爆禁止に関する参議院決議文の伝達に関する一九五七年
三月十八日付外務大臣発国連事務総長あて書簡

拝啓

本大臣はここに一九五七年三月十五日参議院の採択した原水爆
禁止に関する決議文を閣下に伝達する光榮を有します。

本大臣は同時に一九五四年および一九五六年に参議院は次の如
き決議をすでに採択している事実に対しかさねて閣下の注意を喚
起する光榮を有します。

『本院は、右決議する。』

（昭和二十九年四月五日採択）

『本院は、さきに「原子力国際管理ならびに原子兵器禁止に関する決議」を行つたが、近時原子兵器の問題は国際間の重要な案件となり、米、英、ソ等をはじめ、各國それぞれその取扱いに苦慮しているものの、一昨年のビキニにおける米国の水爆実験について、最近ソ連においても強力な水爆実験が行われ、更にまた今春は米英両国によつて大規模の実験が行われると伝えられる。』

結局は人類の破滅を招來する原水爆の製造及び使用禁止はわれわれの強く熱望するところであるが、国際間に有効な措置が確立されるまでの間、その実験禁止に関する、国際連合ならびに関係各國が、すみやかに有効、適切な措置をとることを要請する。右決議する。

（昭和三十一年二月十日採択）

RB'-0337

0346

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

本大臣は、これら決議にしばしば表明せられてゐる日本国民の強い要望に対し、国連の全加盟国が最も慎重な考慮を払われるることを日本政府は強く希望するものであることを強調したいと考えるので、閣下において本書簡及び添付の決議文を国連文書として国連全加盟国に回付されるにおいては、甚だ幸甚とするところであります。

本大臣はここに閣下に対しかさねて敬意を表します。

一九五七年三月十八日 東京において
内閣総理大臣兼外務大臣 岸 信介

国際連合事務総長
ダグ・ハマショールド 閣下

0347

原水爆の禁止に関する決議（昭和三十二年三月十五日採択）

本院はさきに「原子力、国際管理並びに原子兵器禁止に関する決議」及び「原水爆の実験禁止に関する決議」を行い、国際連合並びに関係各國の善処を要請したが、原子力の国際管理に関する適切なる措置はいまだに講ぜられていないのみならず、原水爆の実験は、あるいは無警告に、あるいは予告を伴いつつも、なお依然として続行されており、近くは、英國政府が日本政府の再三の要請にもかかわらずクリスマス島周辺において新たな実験を実施せんとしていることは、はなはだ遺憾にたえない。

本院は、原子力の利用を専ら平和的目的に限定し、今後原水爆の製造、使用及び実験を一切禁止するため、国際連合並びに関係各國が速やかに有効適切な措置を講ずることを重ねて要望するとともに、事態をこのままに放置するときは、放射能物質が人類の生命に救い難い危険を生ずる程度にまで達することを憂え、英國、ソ連及び米国に対し深甚な反省を求め、予告の有無にかかわりなく現在に計画中の原水爆実験を中止せんことを要請するものである。右決議する。

原水爆禁止に関する参議院決議文の伝達に関する一九五七年
三月十八日付外務大臣発国連事務総長あて書簡

拝啓

本大臣はここに一九五七年三月十五日参議院の採択した原水爆
禁止に関する決議文を閣下に伝達する光榮を有します。

本大臣は同時に一九五四年および一九五六年に参議院は次の如
き決議をすでに採択している事実に対しかねて閣下の注意を喚
起する光榮を有します。

『本院は、原子力の有効な国際管理の確立、原子兵器ならびに原
子兵器の実験による被害防止を実現し、その人類福祉増進のため
の平和的利用を達成する如く国際連合がすみやかに適切な措置を
とることを要請する。』

（昭和二十九年四月五日採択）

『本院は、さきに「原子力国際管理ならびに原子兵器禁止に関する
決議』を行つたが、近時原子兵器の問題は国際間の重要な事件と
なり、米、英、ソ等をはじめ、各國それぞれその取扱いに苦慮し
てゐるもの、一昨年のビキニにおける米国の水爆実験につづいて、
最近ソ連においても強力な水爆実験が行われ、更にまた今春
は米英両国によつて大規模の実験が行わると伝えられる。
結局は人類の破滅を招来する原水爆の製造及び使用禁止はわれ
われの強く熱望するところであるが、国際間に有効な措置が確立
されるまでの間、その実験禁止に関して、国際連合ならびに関係
各國が、すみやかに有効、適切な措置をとることを要請する。
右決議する。

（昭和三十一年二月十日採択）

RB'-0337

0348

本大臣は、これら決議にしばしば表明せられて いる日本国民の
強い要望に対し、国連の全加盟国が最も慎重な考慮を払われるこ
とを日本政府は強く希望するものであることを強調したいと考え
るので、閣下において本書簡及び添付の決議文を国連文書として
国連全加盟国に回付されるにおいては、甚だ幸甚とするところで
あります。

本大臣はここに閣下に對しかさねて敬意を表します。

一九五七年三月十八日 東京において
内閣総理大臣兼外務大臣 岸 信介

国際連合事務総長
ダグ・ハマショールド 閣下

0349

原水爆の禁止に関する決議（昭和三十二年三月十五日採択）
本院はさきに「原子力国際管理並びに原子兵器禁止に関する決
議」及び「原水爆の実験禁止に関する決議」を行い、国際連合並
びに関係各國の善処を要請したが、原子力の国際管理に関する適
切なる措置はいまだに講ぜられていないのみならず、原水爆の実
験は、あるいは無警告に、あるいは予告を伴いつゝも、なお依然
として続行されており、近くは、英國政府が日本政府の再三の要
請にもかかわらずクリスマス島周辺において新たなる実験を実施
せんとしていることは、はなはだ遺憾にたえない。
本院は、原子力の利用を専ら平和的目的に限定し、今後原水爆
の製造、使用及び実験を一切禁止するため、国際連合並びに関係
各國が速やかに有効適切な措置を講ずることを重ねて要望する
とともに、事態をこのままに放置するときは、放射能物質が人類の
生命に救い難い危険を生ずる程度にまで達することを憂え、英國、
ソ連及び米国に対し深甚な反省を求め、予告の有無にかかわりな
く現に計画中の原水爆実験を中止せんことを要請するものである。
右決議する。

電信写
の実験については協定成立せば別に監督方法を設けずとも実施は
出来る筈なりと応じた。
なお「ヘ」はソ連の軍縮に関する提案は何時も表面徹底的に見え
るが、具体的協定の段になればその態度が常に硬化すると語つた。
本件に関する英側態度については、なお探求すべきも取敢えず。
（了）
配布先 大臣、次官、官房長、局部長、次長、總、ア總、一、歐
一四六条一協一情文二二審

電信写 昭和三二 四三九九 暗 ロンドン 三月二〇日二二三〇発 官總
岸 大臣 西 大使

（核実験禁止に関する参議院決議送達の件）

第三〇一号（至急）

貴電合第一〇七号に關じ

外相、次官共バミニーダへ出張中につき二十日ヘタリ次官代理を往訪、御来示の趣旨を記載せる外相宛公文を参議院決議と共に手交し、英政府の深甚なる考慮を求めた。「ヘ」はこれを了承し関係当局と篤と研究すべき旨述ぶると共に今次の英側実験を中止する訳にはゆかずと述べたので、本便から今次の軍縮小委員会において核実験中止に關し何等かの積極的取極が行わることの必要を力説したが、「ヘ」はこれにはコントロールの方法につき合意が必要であると云つたので、本便から例えは英側の欲するリミテッド・ナンバー

RB'-0337

0250

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

日本文書館アジア歴史資料館
Japan Center for Asian Historical Resources

National Archives of Japan

